

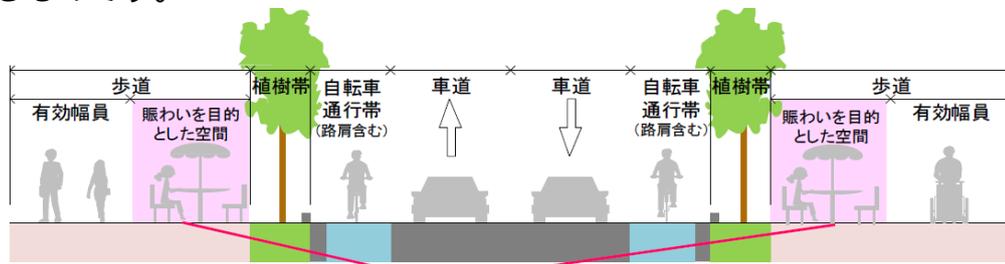
会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

令和2年11月に道路法等の一部を改正する法律で歩行者利便増進道路制度が創設され、本市においても、この制度を活用し、市道を歩行者利便増進道路として指定することができるよう、会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例の改正を行い、歩行者利便増進道路に関する規定の追加等を行うものです。

① 歩行者利便増進道路制度の概要

歩行者利便増進道路制度は、**賑わいのある道路空間を構築するための道路指定制度**です。歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にするなど、道路管理者（市道の場合は市）が歩行者利便増進道路を指定することにより、歩道の中に歩行者の通行に供する空間とは別に、**歩行者の利便増進を図る空間**（歩行者の滞留の用に供する部分）を定めることができるものです。



国土交通省 HP より

② 歩行者利便増進道路制度の特徴（メリット）

道路管理者が、**道路指定及び利便増進誘導区域**を指定した場合、歩道の有効幅員の確保など一定の構造要件のもと、道路空間に歩行者の利便の増進に資する占有物を設置する際に必要となる**道路占有許可が柔軟に認められる**こととなります。

③ 歩行者利便増進施設等として認められる物件

歩行者利便増進施設等の設けられる**施設の種類の、設置の要件**は以下のとおりです。

【1】歩行者利便増進施設等の種類

・歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する施設**として定める以下のものです。

- ア. 広告塔、看板
- イ. ベンチ、街灯
- ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ
- エ. 食事施設、購買施設
- オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具
- カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
 - ・ 広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ

【2】歩行者利便増進施設等の要件

・歩行者利便増進施設等の占有特例が適用されるためには、以下の**全ての要件に該当**する必要があります。

- ア. 利便増進誘導区域内に設けられるものであること
- イ. 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃などの措置が講じられていること
- ウ. 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること



看板（デジタルサイネージ）（新宿区）



看板（三宮中央通り・神戸市）



ベンチ（神戸市）



食事施設（すわろうテラス・札幌市）



自転車駐輪器具（新潟市）

国土交通省 HP より

2 改正の内容

市道における新たな道路形態のひとつとして、国が定める道路構造令の規定に準拠して、歩行者利便増進道路の規定を以下のとおり追加するものです。

- ① 歩行者利便増進道路には「歩行者の滞留の用に供する部分」を設けるものとする。
- ② 「歩行者の滞留の用に供する部分」には、必要があるときは、「歩行者利便増進施設等」を設置する場所を設けるものとする。
- ③ 歩行者利便増進道路の構造は、会津若松市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（通称「バリアフリー条例」）に適合するものとする。

3 施行日

公布の日から施行（現時点においては、令和6年2月市議会定例会に条例改正案を提案予定）